



島根県報

令和 7 年10月10日（金）

第 6 5 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 3

保安林の指定 (") 4

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 4

土砂災害警戒区域の指定の解除（4件） (砂 防 課) 5

土砂災害警戒区域の指定（4件） (") 6

土砂災害特別警戒区域の指定の解除（4件） (") 7

土砂災害特別警戒区域の指定（3件） (") 9

【公 告】

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 10

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 10

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 11

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 12

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第77号）

1 規則の概要

私立学校法及び港湾法の改正に伴う引用する条項の整理（別表第2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第77号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2総務部の表総務課の項第2号知事決裁事項の欄の(1)中「第31条第1項」を「第24条第1項」に改め、同欄の(2)中「第62条第1項（法第64条第5項）」を「第135条第1項（法第152条第6項）」に改め、同欄の(3)中「第62条第2項（法第64条第5項）」を「第135条第2項（法第152条第6項）」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同欄の(2)中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同欄の(3)中「第13条第2項」を「第11条第2項」に改め、同欄の(4)中「第14条」を「第12条」に改め、同欄の(5)中「第17条」を「第15条」に改め、同欄の(6)中「第26条第2項（法第64条第5項）」を「第19条第2項（法第152条第6項）」に改め、同欄の(7)中「第31条第1項」を「第24条第1項」に改め、同欄の(8)中「第50条第2項（法第64条第5項）」を「第109条第3項（法第152条第6項）」に改め、同欄の(9)中「第52条第2項（法第64条第5項）」を「第126条第3項（法第152条第6項）」に改め、同欄の(10)中「第60条第1項（法第64条第5項）」を「第133条第1項（法第152条第6項）」に改め、同欄の(11)中「第60条第2項（法第64条第5項）」を「第133条第2項（法第152条第6項）」に改め、同欄の(12)中「第61条（法第64条第5項）」を「第134条（法第152条第6項）」に改め、同欄の(13)中「第64条第6項」を「第152条第7項」に改め、同欄の(14)中「第4条」を「第8条」に改める。

別表第2健康福祉部の表子ども・子育て支援課の項第4号知事決裁事項の欄の(1)中「第62条」を「第135条」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第31条第1項」を「第24条第1項」に改め、同欄の(2)中「第50条第2項」を「第109条第3項」に改め、同欄の(3)中「第52条第2項」を「第126条第3項」に改め、同欄の(4)中「第60条」を「第133条」に改め、同欄の(5)中「第61条」を「第134条」に改め、同欄の(6)中「第64条第6項」を「第152条第7項」に改め、同欄の(7)中「第4条」を「第8条」に改める。

別表第2土木部の表港湾空港課の項第1号知事決裁事項の欄の(1)中「第3条の3第4項」を「第3条の3第6項」に改め、同号部長専決事項の欄の(2)中「第3条の3第3項（第11項において準用する場合を含む。）」を「第3条の3第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
金山 照弘	照仁庵	あん摩マッサージ指 圧・はり・きゅう	安来市広瀬町広瀬1844-5 パークサイド三日月303	令和 7 年 8 月27日

島根県告示第555号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

大田市祖式町128から131まで、129-続1、131-1、131-2、135から142まで、136-1、137-1、138-続1、139-1、140-続1、140-1、145から150まで、151-内1、151-2、151-3、152-内1、152-続1、152-2から152-5まで、153、155、160、160-続1、160-1、161、161-1、161-2、162-1から162-3まで、163から173まで、163-1、163-2、165-1、167-続1、168-内1、168-続1、169-続1、170-内1、171-内2から171-内4まで、171-続1、171-1、176から180まで、178-内1から178-内3まで、181-1、182、182-内1、183、186-1、187、187-1、188、198、2771-内1、2771-続1、2771-2から2771-4まで、2772-1、3655、3656、3658、3660

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第556号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町上山435から438まで、916、918、920-1、920-2、921、922-1、922-2、938-1、939-1、940、941-1、941-2、942、1127から1130まで、1149-1から1149-17まで、1150、1151-1、1151-2、1152、三瓶町志学1912-1から1912-5まで、1913、1914

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町下山佐350－1、2868－2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第558号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
奥出雲町	令和元年度～4年度	34枚	1冊	小馬木5	令和7年9月29日
奥出雲町	令和2年度～4年度	28枚	1冊	大馬木2	令和7年9月29日
邑南町	令和3年度～6年度	54枚	1冊	上亀谷10	令和7年9月29日
邑南町	令和4年度～6年度	24枚	1冊	上田所4	令和7年9月29日
邑南町	令和3年度～6年度	55枚	1冊	日和8	令和7年9月29日

島根県告示第559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和元年島根県告示第48号及び令和2年島根県告示第194号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
和田下A、平成B
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第226号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
浜田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
唐鐘C
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第218号及び令和7年島根県告示第171号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
大田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

柳井 1 D、柳井 1 C

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和3年島根県告示第578号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

潤谷 C

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

平成 B

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第564号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

唐鐘C

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第565号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

柳井1C

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第566号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

潤谷C

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第567号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年島根県告示第49号及び令和3年島根県告示第197号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のと

おり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

和田下A、平成B

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第229号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

唐鐘C

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第220号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

柳井1D

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年島根県告示第579号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

潤谷C

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

平成B

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第572号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

唐鐘C

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第573号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

潤谷C

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市安来町字加茂523番3、523番4、524番3、531番3、532番3

安来市切川町字神原1044番3

面積 2491.43平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブーン・イレブン・ジャパン

代表取締役 阿久津 知洋

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第54号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
今田みのぶ後援会	文田 和幸	白川 幸弘	浜田市旭町今市607-1	令和7年9月17日
中村まなぶ後援会	和田 章一郎	中島 修	大田市大田町大田口984-5	令和7年9月18日
花田かおり後援会	森橋 勝志	濱浦 恭子	浜田市上府町イ659-6	令和7年9月24日

島根県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年10月10日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
参政党島根県支部連合会	平下 智隆	主たる事務所の所在地	松江市幸町828-1 古志ビル2階	江津市江津町953-1	令和7年9月11日
		会計責任者の氏名	藤田 孝一郎	春日 正	
参政党島根第1支部	熊本 牧子	代表者の氏名	熊本 牧子	鳥谷 秀和	令和7年9月11日
		主たる事務所の所在地	松江市幸町828-1 古志ビル2階	雲南市木次町新市39	
		会計責任者の氏名	富山 透	石倉 久美子	
参政党島根第2支部	倉井 克幸	代表者の氏名	倉井 克幸	中原 伸也	令和7年9月11日
		主たる事務所の所在地	松江市幸町828-1 古志ビル2階	邑智郡川本町川本 585-2	
		会計責任者の氏名	中原 伸也	藤田 孝一郎	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
笹田卓後援会	田畑 卓郎	代表者の氏名	田畑 卓郎	上ヶ迫 博之	令和7年8月20日
三浦ひろきの会	白木 賢司	代表者の氏名	白木 賢司	三浦 大紀	令和7年7月26日
中村まなぶ後援会	岩崎 義弘	代表者の氏名	岩崎 義弘	和田 章一郎	令和7年9月21日

島根県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年10月10日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
鍵本あき後援会	鍵本 亜紀	令和 7 年 9 月10日